

# 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の パブリックコメントについて

## <パブリックコメントとは>

計画や条例など市の基本的な政策を決める場に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見を参考にして最終的な意思決定を行うものです。

## 1 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を策定するもので、平成30年度から平成41年度の12年間を対象とします。

## 2 審議会等の附属機関の設置

あり

※ 市民の意見等を反映した答申等の作成のために附属機関の意向を受け、事務局である実施機関が実施するものです。

## 3 意見募集期間

平成29年11月1日（水曜日）～平成29年11月30日（木曜日） 30日間

## 4 閲覧場所

市役所2階の情報公開コーナー、図書館又は環境課のほか、市のホームページ、フェイスブックでも閲覧できます。

## 5 提供資料

あり（概要版のみ）

## 6 意見の提出先、提出方法など

### (1) 提出先

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605番地  
西脇市 暮らし安心部 環境課

Tel : 0795-22-3111

Fax : 0795-22-1014

E-mail : kankyou@city.nishiwaki.lg.jp

(2) 提出方法

ご意見は、住所、氏名（又は団体名）、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参にて環境課へ（様式は特に問いません。）。

(3) 提出されたご意見の取扱い

提出されたご意見は、政策案に反映したかどうかにかかわらず、ご意見の内容及びご意見に対する市の意見を、意見募集終了後ホームページで公表します。公表に際しては、類似の意見及びこれに対する市の考えを、まとめて公表することがあります。なお、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

また、公表に際して、提出された方の住所、氏名などは公表しません。

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）についてのご意見

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について、次のとおり意見を提出します。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は団体名・代表者名

電話番号

※様式は自由ですが、住所、氏名（団体名）、電話番号を記入願います。

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。